

お知らせ

(令和7年4月1日現在)

【入院基本料について】

当 治療棟・治療センターでは、一般病棟入院基本料（特別入院基本料）を算定しています。

治療棟・治療センターでは、1日に6人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

- 8時30分から17時15分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は2人以内です。
- 17時15分から0時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は2人以内です。
- 0時30分から8時30分まで、看護職員1人当たりの受持ち数は2人以内です。

【明細書の発行体制について】

当園では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を十分にご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の発行を希望されない方は、福祉課会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

【九州厚生局へ届け出ている施設基準について】

当園は、以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

1) 基本診療料

- 一般病棟入院基本料（特別入院基本料）
- 歯科点数表の初診料の注1に掲げる基準

2) 特掲診療料

- 検体検査管理加算(I)

当園は、園内で行う検体検査の精度管理、外部の精度管理事業への参加など、検体検査の管理について十分な体制を有しています。

- CT撮影及びMRI撮影

当園は、CT撮影を行うのに十分な機器を有しています。

- クラウン・ブリッジ維持管理料

当園で装着した冠（かぶせ物、詰め物）やブリッジについて、維持管理を行う体制を有しています。